

税務署からの

お知らせ

所得税の申告と納税は、3月16日(月)までに

平成20年分所得税確定申告の税務署における申告相談および確定申告書の受付は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。

確定申告書の提出は、郵送または税務署の時間外収受箱投函でも構いません。

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(火)までに

次の方は、消費税の確定申告をしなければなりません。

◆平成18年中の課税売上高が1千万円を超える人

◆平成18年中の課税売上高が1千万円以下の人で、平成19年12月31日までに「消費税課税事業者選択届書」を提出している人

*平成18年分の課税売上高が1千万円を超える人は、平成20年中に課税売上や課税仕入れがある場合、当該課

税売上高が1千万円以下であっても消費税などの確定申告が必要になります。

贈与税の申告と納税は、3月16日(月)までに

平成20年1月1日から平成20年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると、贈与税の申告が必要となります。窓口での申告は、2月2日(月)から3月16日(月)までです。

*贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

にせ税理士行為にご用心

税理士または税理士法人でない者が、税務署などに提出する申告書や申請書の作成などの業務を行った場合は、法律によって罰せられます。

確定申告書の作成や税務相談を依頼する場合には、税理士証票(身分証明者)や税理士バッジで確認するなど十分ご注意ください。

振替納税制度の利用を

所得税や個人事業者の消費税などの納税の方法に、振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができ、納期限を忘れることなく大変便利なため、ご利用をお勧めします。

*この制度を希望される場合は、税務署または預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

お問い合わせ

中村税務署
四万十市中村新町4-4

☎35-2135

*利用できる時間は、午前9時から午後5時までです。
*電話による一般的な相談は、電話相談センターで賜ります。



水道給水工事指定店当番一覧表

月	日		当番店(大方地域)		当番店(佐賀地域)	
	自	至				
2	2~8		平野住設	吉本水道	(有)弘瀬建設	(有)森田建設
	9~15		大方設備センター	道倉水道	山本建設(株)	(有)西部総建
	16~22		河野電機設備	(株)中村住設大方営業所	(株)土居建設	拳ノ川住設
	23~28		前田電工		(有)弘瀬建設	谷口水道
3	1		前田電工		(有)弘瀬建設	谷口水道
	2~8		平野住設	吉本水道	山本建設(株)	(有)西部総建
	9~15		大方設備センター	道倉水道	(株)土居建設	拳ノ川住設

当番店の連絡先・所在地 ※当番日以外でも要請があった場合には対応いたします。

大方地域				佐賀地域			
店名	電話番号		住所	店名	電話番号		住所
	事務所	自宅			事務所	自宅	
大方設備センター	43-1420	43-1483	入野769	拳ノ川住設	55-7371	55-7114	拳ノ川1781
河野電機設備	43-1022		入野2878	(有)西部総建	55-2825		伊与喜38-2
(株)中村住設大方営業所	43-0211	43-2061	出口372-2	谷口水道	55-2316		佐賀2773
平野住設	44-1513	44-1117	伊田2100	(株)土居建設	55-2133	55-2363	伊与喜43-5
前田電工	43-1149	43-1546	入野1574	(有)弘瀬建設	55-2121		佐賀1990
道倉水道	43-2096		浮鞭3558-8	(有)森田建設	55-3621	55-2420	藤縄5-1
吉本水道	43-2024		入野544-4	山本建設(株)	55-3141	55-2076	佐賀2988

○お問い合わせ/大方総合支所 まちづくり課 水道係 ☎43-2114(直通) 佐賀総合支所 まちづくり課 水道環境係 ☎55-3700(直通)